

堺市公報 第365号	令和7年5月30日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

【子ども青少年局子ども相談所虐待対策課】…………… 2

○堺市消防表彰規則の一部を改正する規則

【消防局総務部人事課】…………… 5

<告示>

○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定について

【財政局税務部税制課】…………… 5

○住居表示の実施に伴う町の区域の変更の案について

【市民人権局市民生活部戸籍住民課】…………… 6

○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について

【環境局環境保全部環境対策課】…………… 9

○土壤汚染対策法第11条第2項に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について

【環境局環境保全部環境対策課】…………… 9

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について

【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】…………… 10

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について

【総務局行政部行政総務課】…………… 11

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について

【健康福祉局長寿社会部介護保険課】…………… 12

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について

【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	13
○堺市西湊町2丁土地区画整理事業の換地処分について	
【建築都市局都市整備部都市整備推進課】	14
○建築基準法第75条の2第4項の規定において準用する同法第73条第2項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	15
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	15
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【会計室出納課】	16
<教育委員会規則>	
○堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】	17
<人事委員会規則>	
○堺市人事委員会議事規則の一部を改正する規則	
【人事委員会事務局】	17

規 則

堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第47号

堺市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

堺市児童福祉法施行細則（平成8年規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第36号を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

様式第36号（第21条関係）

年 月 日

様

印

一時保護（委託）決定通知書

あなたが保護者となっている下記の児童について、児童福祉法第33条の規定により一時保護（委託）をすることとしたので、下記のとおり通知します。

記

児 童	氏 名	男・女	生年月日	年 月 日 歳
	住 所	郵便番号		
一時保護（委託）開始日		年 月 日		
（一 委 託 時 の 保 護 場 所	名 称			
	所 在 地			
理 由				

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。

（備考）

- 子ども相談所長が一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、その所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないこととされています。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないこととされています。（児童福祉法第33条）
 - 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の同意がある場合
 - 当該児童に親権者等がない場合
 - 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合
- 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権者等の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、子ども相談所長は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。（児童福祉法第33条）
- 子ども相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、子ども相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これを採ることができることとされています。（児童福祉法第33条の2）

堺市消防表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第48号

堺市消防表彰規則の一部を改正する規則

堺市消防表彰規則（平成20年規則第129号）の一部を次のように改正する。

第6条中「次の各号のいずれかに該当する」を「表彰するにふさわしくない行為等があったと認められる」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第241号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条第2項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条例第17条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

法人の名称及び所在地	指定年月日（対象となる寄附金）
公益財団法人 しらさぎ育英基金 堺市東区白鷺町1丁19番19号	令和7年5月12日 （令和7年1月1日以後に支出された寄附金）

~~~~~

堺市告示第242号

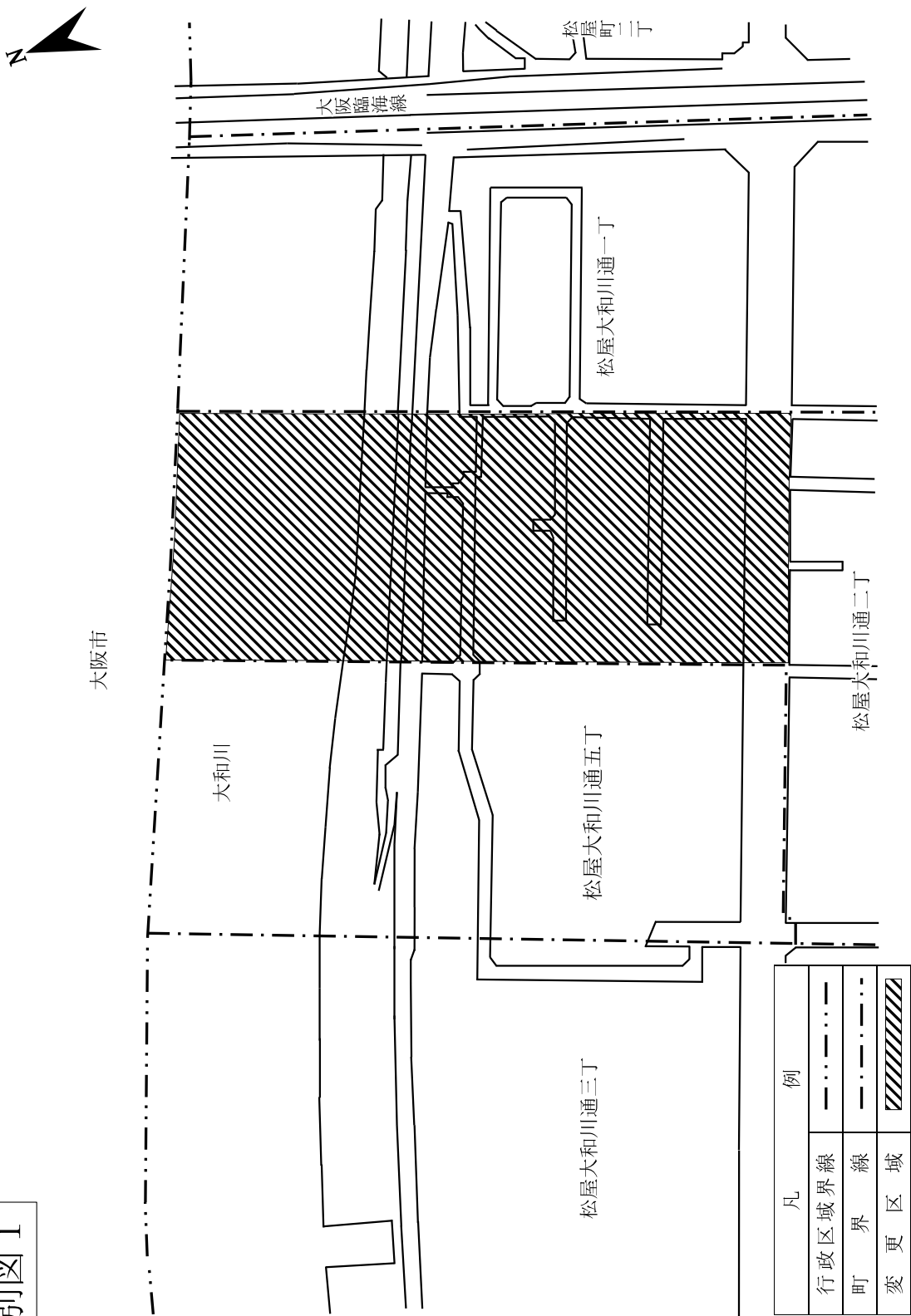
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定により、住居表示を実施するために行う町の区域の変更の案を次のとおり告示する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 松屋大和川通二丁の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域を松屋大和川通五丁の区域に別図2に示すとおり編入する。

別図1







## 堺市告示第243号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 指定する形質変更時要届出区域

堺市堺区匠町11番7及び12番3の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

## 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

## 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

## 4 その他

当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。

~~~~~

堺市告示第244号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項に基づき、令和2年堺市告示第252号及び令和2年堺市告示第316号により指定した区域の指定の一部を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示す

る。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定解除する形質変更時要届出区域
堺市堺区匠町1番11の一部（次の図のとおり）
（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の一部追完

~~~~~

堺市告示第245号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名 | 医療機関所在地 | 種別 | 更新年月日 |
|-------|---------|----|-------|
|-------|---------|----|-------|

|                        |                         |             |          |
|------------------------|-------------------------|-------------|----------|
| 独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院 | 堺市北区長曾根町1179番地3         | 脳神経外科に関する医療 | 令和7年5月1日 |
| 独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院 | 堺市北区長曾根町1179番地3         | 小腸に関する医療    | 令和7年5月1日 |
| 鳳グリーン薬局                | 堺市西区鳳中町3-62-29          | 薬局          | 令和7年5月1日 |
| キタバ薬局 北野田店             | 堺市東区北野田1084番地 ベルヒル北野田2階 | 薬局          | 令和7年5月1日 |
| くれよん薬局                 | 堺市中区大野芝町242-9           | 薬局          | 令和7年5月1日 |
| キリン堂薬局 北野田店            | 堺市東区北野田551-6            | 薬局          | 令和7年5月1日 |
| らいふ薬局 北野田店             | 堺市東区北野田551-16           | 薬局          | 令和7年5月1日 |

## 公 告

### 堺市公告第398号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

#### 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

堺市役所本庁舎で使用する都市ガス

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 年間予定使用量 | 400,000m <sup>3</sup> |
|---------|-----------------------|

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

総務局行政部行政総務課  
堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和7年4月30日

4 落札者の氏名及び住所

大阪瓦斯株式会社 エナジーソリューション事業部  
業務部長 高橋 周  
大阪府大阪市中央区平野町4丁目1番2号

5 落札金額

¥128.25/㎡（税抜）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和7年3月19日

~~~~~

堺市公告第399号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

介護保険システム運用保守業務 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
健康福祉局長寿社会部介護保険課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 関西支社
支社長 堀内 浩祐
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥58,174,294－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第400号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
介護保険システムガバメントクラウド移行対応業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
健康福祉局長寿社会部介護保険課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 関西支社  
支社長 堀内 浩祐  
大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥172,970,820－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

堺市公告第401号

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定に基づき、堺市西湊町2丁土地地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

堺市公告第402号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき建築協定加入書の提出があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告するとともに、同条第3項の規定により、次の建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 建築協定の名称 堺市南区新檜尾台1丁全区建築協定
- 2 加入地番 堺市南区新檜尾台1丁35番18
- 3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第403号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域 堺市中区八田北町329番1から329番3まで及び地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区我孫子東二丁目7番4号

ウッドホーム株式会社

代表取締役 高橋 優

~~~~~

#### 堺市公告第404号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月30日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
財務会計システム運用管理業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
会計室出納課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 関西公共第二ビジネス部  
部長 村山 栄  
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 随意契約に係る契約金額  
¥99,782,540－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続



随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

## 教育委員会規則

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月30日

堺市教育委員会

教育長 関 百 合 子

堺市教育委員会規則第13号

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

## 人事委員会規則

堺市人事委員会議事規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月30日

堺市人事委員会

委員長 島 田 睦 史

## 堺市人事委員会規則第4号

## 堺市人事委員会議事規則の一部を改正する規則

堺市人事委員会議事規則（平成18年人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（幹事の代理）

第9条 幹事に公務、疾病その他やむを得ない事由があるとき、又は幹事が欠けたときは、委員長の指名する事務局職員がその職務を代理する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。